

様式第 2 号（第 3 条、第 4 条関係）
（表 示 欄）

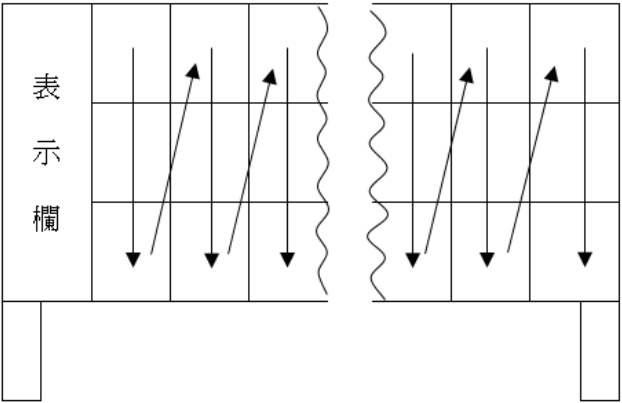
年 月 日執行
何 選 挙
ポスター掲示場

注意
1 ポスターは、指定され
た区画にはってください。

2 この掲示板は、何選挙候
補者以外の方は使用できま
せん。

3 掲示板をこわしたり、ポ
スターをやぶったりすると
罰せられます。

袖ヶ浦市選挙管理委員会



- 備考
- 1 掲示面の縦の段は、2 段又は 4 段にすることができる。
 - 2 掲示面の区画には矢印で示す順序により 1 から始まる一連番号を記載し、当該番号は算用数字を用いる。
 - 3 既存の構造物を利用して掲示場を設置する場合は、脚を設けないことができる。
 - 4 1 の掲示面（1 区画の大きさ）は、縦 4 5 cm、横 4 5 cm とする。
 - 5 掲示場であること等の表示の幅は 4 5 cm 以上とする。